

高知くらしの護身術

426

契約の基礎知識

電話の口約束で成立

(2017年4月11日掲載原稿)

消費者から「口約束だけで契約は成立するのか」という相談がよくあります。

健康食品を勧める電話があり「お試し」などと言われ、断りきれずに承諾した。契約書が届く前に断ろうと思えば連絡したら、「電話だけで契約は成立しており、商品もすでに送っている」と言われたというものです。

契約とは、財貨の交換を約束する当事者間の合意で、国がその効力を保障するものです。民法では、対等な市民が自由に交渉して契約（取引）を行うことを保障し、契約は自由経済の基盤になっています。

契約は一方が申し込みの意思を示し、他方が承諾して、双方の意思が合致した時に成立します。つまり書類の作成や署名、押印がなくても口約束だけで契約は成立します。

契約が成立すると、債権債務が発生します。売買契約ならば、買主はお金を支払う義務（債務）と品物を受け取る権利（債権）が生じます。

契約内容をどのようにするかは当事者の自由であり、誰を相手に選ぶのか、口頭で契約するのか、書面とするのかも自由です。ただし、公序良俗に反する契約など、法的な保護を行う価値のない契約は無効となります。

いったん契約が成立すると、法的な拘束力が生まれます。もし、契約相手が約束を守らなかった時には、裁判所に訴えて強制的に履行させることができ、契約違反者に損害賠償請求をすることも可能です。

原則として一方の都合だけで勝手に契約をやめることはできません。消費者契約においては、事業者が豊富な情報を持つのに対し、消費者は予備知識や情報が少なく、不当な条件で契約を結んでしまう場合もあります。業者の説明を聞き、内容や条件などをよく理解した上で契約するようにしましょう。